

河川: 祓川

改正前: 京都郡みやこ町犀川木井馬場、鍋淵橋から下流五百メートルまで

改正後: 次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面

ア 北緯三十三度三十六分三十一・七秒 東経百三十度五十七分三十九・三秒

イ 北緯三十三度三十六分三十二・〇秒 東経百三十度五十七分三十九・七秒

ウ 北緯三十三度三十六分四十六・九秒 東経百三十度五十七分四十二・五秒

エ 北緯三十三度三十六分四十六・六秒 東経百三十度五十七分四十四・二秒

